

知調三発第 142 号
令和 6 年 1 月 22 日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 御中

全国知事会
文教・スポーツ常任委員会委員長
愛知県知事 大村 秀章

専修学校における制度改正に係る意見について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 5 年 12 月 20 日付け事務連絡で依頼のありました標題の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 専修学校における制度改正について

本制度改正は、専修学校の振興に資するものであり、所管する都道府県にとって有益と認められる。

制度改正された場合、その施行に当たっては、都道府県の事務が円滑に進むよう文部科学省としても努めていただきたい。1 年以上の（施行は令和 8 年度以降とし）十分な準備期間を確保するなど、必要な経過措置をとられたい。あわせて、都道府県において必要な準備が行えるよう、制度改正の内容について早めに情報提供いただきたい。

また、単位制への移行による各専門学校の事務への影響や、専門課程の入学資格厳格化による高等課程在籍者への影響なども考えられることから、専修学校団体とも丁寧な意見交換を行いつつ、制度改正を進めていただきたい。

修学支援新制度における授業料等の減免については、引き続き、国が責任を持って財政負担していただきたい。

2 その他専修学校振興全般について

高等専修学校は、後期中等教育機関として職業教育を受けた生徒を地域社会に輩出してきただけでなく、多様な背景を持つ子どもたちを受け入れる「学びのセーフティネット」として機能してきている。

こうした高等専修学校が果たしている役割の重要性に鑑み、高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、その運営に必要な経費に対して、国の責任において補助制度の創設や、特別交付税など地方財政措置の創設など、十分な財政支援措置を講ぜられたい。